

令和7年11月19日

各 位

神奈川県くらし安全防災局くらし安全部消費生活課長
(公 印 省 略)

「県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準の一部改正(案)」
に関する意見募集について（依頼）

本県の消費生活行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、国が進めている食品表示制度の見直しの中で、令和7年3月28日に食品表示基準が改正され、調理冷凍食品についての食品表示に関する個別品目ごとの表示ルールが、令和8年4月1日より廃止されることになりました。これを踏まえ、本県では、「神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準（昭和56年神奈川県告示第53号）」の取扱いを検討し、見直すこととしました。

つきましては、別紙のとおり当該基準の一部改正（案）について、令和7年11月7日（金）から令和7年12月6日（土）までの期間で、県民の皆様から御意見を募集しておりますので、意見募集の周知及び意見の提出に御協力くださるようお願ひいたします。

問合せ先
消費生活課指導グループ 松井、椿
電 話 (045)312-1121 内線 2630
電子メール jigyosya.syohi@pref.kanagawa.lg.jp